

学校法人の財務報告に関する基本的な考え方（修正案）

## 1. 制度の設計理念・組織目的

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。私立学校を支える制度は、私立学校法に基づく我が国独自の学校法人制度を基盤としており、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的としている。このような学校法人制度は、公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度であると同時に、学校法人のもつ多様性（※）を尊重する柔軟性をもった制度となっている。

（※）学校法人制度は、文部科学大臣所轄法人、都道府県知事所轄法人、準学校法人を包含する包括的な制度である。大規模な法人から極めて小規模な法人、あるいは特定の教育ニーズに対応する学校法人など多様な学校法人が存在する。

## 2. 制度創設時からの環境の変化

## ① 多様なステークホルダーの重要性の増加

学校法人制度創設以来 70 年以上が経過し、社会・経済状況は大きく変化している。少子化などにより私立学校を取り巻く経営環境の悪化が見られる中で、各学校法人は情報公開の推進や財源の多様化を図りながら環境変化に対応してきた。今日の学校法人は、多様なステークホルダーとの信頼関係を深め、そのニーズを反映しつつ、健全な経営を実現し、組織目的を実現することが求められている。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大した大規模な法人においては、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造（学校法人の現代的なガバナンス構造<sup>1</sup>）も望まれてくる。

ステークホルダーとの対話を確実にを行うために、説明責任を果たす手段としての学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類等は、所轄庁以外のステークホルダーにもより分かりやすい形となるよう改善を図る必要が生じている。

## ② 組織ガバナンス強化の要請

税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展によって、それにふさわしい学校法人のガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。組織ガバナ

<sup>1</sup>（参考）「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和 4 年 3 月 29 日 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会）P3

「ガバナンスの観点から考えると、学校法人が制度的に財団法人に由来している点において、持分権者を起点としたガバナンスが期待できないため、建学の精神を維持する寄附行為の番人として、評議員会が業務執行機関をけん制できる構造（学校法人の伝統的なガバナンス構造）を形成しておく必要がある。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大すると、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造（学校法人の現代的なガバナンス構造）が望まれてくる。」

## 資料 2

ンスにおいて重要な理事会・評議員会による監督機能の発揮を担保する上では、財務状況や教育研究・社会連携活動等による成果を適切な形で報告する仕組みが不可欠である。さらに、情報開示義務によるガバナンスが実効性あるものとなるよう、これらの情報の公開の在り方を改善する必要がある。なお、営利企業の成果情報の多くは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるのに対し、学校法人の場合、財務情報だけでは成果情報が提供されない。成果情報には、質の高い教育研究活動等が行われたかという点に着目した情報（非財務情報）が含まれる点にも留意が必要である。

### ③ 経営力強化の必要性の増加

学校法人の目的や建学の精神の実現のためには、安定した財務基盤の確保が重要である。そのためには、経営環境の変化に対応できるよう、財務的な管理をより強化することが求められており、学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類等は、経営判断に一層資するものとすることが望まれている。

## 3. 財務報告の在り方

「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」  
（2019年7月18日日本公認会計士協会）において、財務報告利用者のニーズに応え得る会計枠組みを構築するためには、「誰のため」の「どのような目的」の会計とするのか、そして、そのような会計は「どのような情報を提供すべきか」といった基本的な概念が明確になり、そのような概念を基礎とした会計基準が不可欠である」と提言されている。また、「特に高い公益性を求められる非営利組織の会計には、所轄官庁が法定の指導・監督を実施する上で必要な情報を提供することはもちろん、当該組織の財政的な健全性を担保するための社会的インフラとしての役割を果たすことも期待される。このような特定の専門的ニーズと一般の情報利用者ニーズとを、どのように同時実現していくかもまた、非営利組織の会計を考える上で重要な視点である。」とも指摘されている。

財務報告には様々な意義があるが、私立学校法に設けられた財務報告制度が一義的には外部のステークホルダーへの報告制度であることを鑑み、次に財務報告の利用者として想定される学校法人のステークホルダーを整理したい。

### 3-4. 想定するステークホルダー（財務報告利用者）

学校法人のステークホルダー（財務報告利用者）としては、学校法人の目的からも、学校法人の運営財源の大部分が学生生徒等納付金収入であることから、第一に学校の構成員である私立学校に在学・在園する者やその保護者等（以下、「学生・保護者等」という。） 学生とその保護者等、同窓生・卒業生等（※1）が想定される。これらを含め、代表的なステークホルダー（財務報告利用者）を以下の通り整理した。

・学校の構成員等

学生（社会人・留学生を含む）→学生・保護者等、同窓生・卒業生、入学予定者、教職員運営者等（※2）

※1 学生・保護者等、同窓生・卒業生は、主要な資源提供者<sup>2</sup>でもある。

※2 ~~※~~→連経営者等には、

—理事長、理事、監事、評議員、教職員等が含まれる。

・学生・保護者等、同窓生・卒業生以外の資源提供者<sup>2</sup>

債権者、寄附者、産業界等

・監督者・補助金交付者・評価機関

所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団、評価機関等

・その他

地方公共団体、地域住民、納税者等

#### 4. 5. ステークホルダー財務報告利用者がの必要とする情報 ~~ニズ~~

別紙参照

財務報告の利用目的を考えると、例えば学生・保護者等は、特に、学校法人が継続的に教育研究・社会連携活動を行うことができるか、学校法人が保有する資産を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究・社会連携活動を行っているかに関心があると考えられる。また、寄附者等の資源提供者は、学校法人が教育研究活動の成果を社会に還元することを期待していると考えられることから、特に、学校法人が保有する資産を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究・社会連携活動を行っているか、資源の提供目的と学校法人の教育研究・社会連携活動が整合しているかに関心があると考えられる。

ステークホルダーが必要とする情報について、整理の仕方はいくつか考えられるが、ここでは、学校法人の運営が健全に行われるかという観点（健全性の観点）と、学校法人の活動により社会的な価値の創造・向上が見込まれるかという観点（価値の創造・向上の観点）の二つの観点から整理した。

##### （1）健全性の観点

①学校法人が継続的に教育研究・社会連携活動を行うことができるか。

②学校法人が元利を償還できる資産を十分に保有しているか。

##### （2）価値の創造・向上の観点

③学校法人が保有する資産を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究・社会連携活動を行っているか。

##### （1）（2）共通

④資源の提供目的と学校法人の教育研究・社会連携活動が整合しているか。

⑤教育研究にかかるコスト・資産に関する正確な情報を表しているか。

### 5. 6. 財務報告の目的・機能<sup>2</sup>

以上を踏まえ、学校法人の財務報告は、上記のステークホルダー、特に「学校の構成員等」や「資源提供者」(財務報告利用者)の情報のニーズを満たし、学校法人が説明責任を履行する果たす機能を有する果たすものとし、これらステークホルダー(財務報告利用者)の立場からは、意思決定に資する情報を提供する機能を果たすものとする。また、副次的には併せて、学校法人が適正な財務報告を作成することで、基本的な財務規律を構築することに資するものとする。

以上

---

<sup>2</sup> (参考) 「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」(2019年7月18日日本公認会計士協会) P3、14

「そもそも、営利を目的としているか否かを問わず、いかなる組織も、資源提供者及び債権者に対する受託者責任を負っている。したがって、適正な財務報告を作成することによって、利害関係者に対する説明責任を果たすことが求められる。また、社会的責任を果たし、持続的に経営を進め、それによってその目的を達成するためには、基本的な財務規律を構築する必要がある。組織の規模やステークホルダー構造によって、求められる責任の大小や規律の厳格さ及び複雑性は異なるが、説明責任と財務規律が必要であることそれ自体は異なる。また、こうした責任を果たして行くことによって、組織に対する信頼を高め、経営に必要な財務その他の資源(資金、人材など)を確保して行く上での基礎となる。」

#### 「(5) 財務報告の目的

本検討では、非営利組織の財務報告においては、資源提供者及び債権者に代表されるステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供することと併せて、非営利組織に提供された資源を、どのように利用したかについての説明責任を果たすことも目的となると位置付けた。財務報告によって提供される情報は、資源提供者による提供先の選択等の意思決定に影響を及ぼす。また、資源提供者が組織における提供資源の利用状況を確認し、その妥当性を評価するための材料にもなる。非営利組織がその資源の利用状況について説明責任を果たすことは、資源提供者が自らの監督機能を発揮する上での重要な前提であるといえる。